チャイルドシート・ジュニアシートの貸出における注意事項

○取扱説明書に従い、チャイルドシート・ジュニアシートを正しく取り付けしてください。

○チャイルドシート・ジュニアシートは後部座席に取り付けてください。

○チャイルドシート・ジュニアシートを取りつけた後も、使用前にチャイルドシート等が正常に機能することを点検してください。

○チャイルドシート・ジュニアシートを紛失又は損傷を生じさせた場合は、貸出窓口又は和歌山市に直ちに報告してください。

○チャイルドシート・ジュニアシートの貸出期間中において、住所その他申請内容に変更が生じた場合は速やかに貸出窓口へ届出をしてください。

○チャイルドシート・ジュニアシートの使用中に当該チャイルドシート等による損害等が生じても、和歌山市は一切の責任を負いません。

○チャイルドシート・ジュニアシートを借りたことがある方（同居する親族）は、基本的に同じ幼児に使用することを目的として再度借りることは出来ません。

○チャイルドシート・ジュニアシートの貸出期間の延長は認められません。